

議案第 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(説明)

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律226号）の一部改正に伴い、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が引き上げられることから、公の施設の使用料、手数料等（以下「使用料等」という。）について消費税等相当額を転嫁した額に改正するため、関係条例の規定の整備を行うもの。

1 規定内容

(1) 消費税等の税率の改正

区分\適用開始日	現 行	平成 26 年 4 月 1 日
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7%
合 計	5.0%	8.0%

(2) 消費税等を使用料等へ転嫁することの基本的な考え方

消費税法第6条の規定により非課税となるものを除き、地方公共団体が事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（同法第2条第8号）についても課税対象（同法第4条）となることから、「税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」とした総務省からの通知を踏まえ、本市の使用料等へ転嫁するための適切な措置を講ずるものとする。

(3) 使用料等の改正

内税表示としている使用料等については、現行の使用料等の額を基に、消費税等の税率引上げに対応した額を算出し、新たな使用料等の額として定める（外税表示としている使用料等については、その乗率を「1.08（又は100分の108）」とする。）。算出における計算式は、次のとおり。

$$\text{【計算式】 現行の使用料等の額} \div 1.05 \times 1.08$$

なお、利用者等の利便性を考慮するとともに、合理的かつ明確な方法により行う必要があることから、消費税等の転嫁によって10円未満の端数を生じた場合については、原則としてこれを四捨五入するものとする。

(4) 改正後の使用料等の適用及び経過措置の原則

原則として、施行日以後の公の施設の利用等に係る使用料等から新税率8%を適用するものとする。

ただし、使用料等は許可の際に前納すべきとしていることから、施行日前に許可をしたものについては、経過措置の規定により、現行の5%を適用するものとする。

2 関係条例

No.	条例名	所管課
1	射水市新湊ふれあい会館条例	まちづくり課
2	射水市コミュニティセンター条例	
3	射水市行政財産使用条例	管財課
4	射水市法定外公共物管理条例	
5	射水市営駐車場条例	生活安全課
6	射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	環境課
7	クリーンピア射水温浴施設条例	
8	射水市営墓地条例	
9	射水市新湊交流会館条例	社会福祉課
10	射水市小杉社会福社会館条例	
11	射水市堀岡福祉センター条例	
12	射水市農村環境改善センター条例	農林水産課
13	射水市都市公園条例	都市計画課
14	射水市農業集落排水処理施設条例	上下水道業務課
15	射水市水道事業給水条例	
16	射水市下水道条例	
17	射水市民病院使用料及び手数料条例	(市民病院) 経営管理課
18	射水市大島絵本館条例	(教育委員会)
19	射水市陶房「匠の里」条例	生涯学習・スポーツ課
20	射水市小杉勤労青少年ホーム条例	
21	射水市働く婦人の家条例	
22	射水市新湊博物館条例	
23	射水市小杉展示館条例	
24	海竜スポーツランド条例	
25	射水市新湊中央文化会館条例	
26	射水市小杉文化ホール条例	
27	射水市大門総合会館条例	
28	射水市立学校体育施設の開放に関する条例	
29	射水市中央公民館条例	

3 施行期日

平成26年4月1日

総財公第 103 号
総財務第 118 号
平成 25 年 10 月 8 日

各都道府県公営企業管理者
各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市公営企業管理者
各指定都市財政局長
(財政担当課扱い)
各企業団企業長

殿

総務省自治財政局公営企業課長
総務省自治財政局財務調査課長

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについては、平成 25 年 8 月 16 日付け事務連絡においてお知らせしているとおり、物価担当官会議において、「消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」旨申合せが行われておりますが、今般「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、予定通り平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 5% から 8% へ引き上げることが確認されたところです。

つきましては、各地方公共団体におかれましても、消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率（国・地方）の引上げに向け、適切に対処されますようお願いいたします。「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」

（平成 12 年政令第 16 号）の改正の要否については、現在関係省庁と検討を進めているところであり、方針が決まり次第お知らせいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

射水市大島絵本館条例(平成17年射水市条例第95号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																																																										
<p>○射水市大島絵本館条例 平成17年11月1日 条例第95号 改正 平成18年 3月22日 条例第33号</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中・高校生</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>団体 (20人以上)</td> <td>2割引 3歳以上6歳未満の者</td> <td>50円</td> </tr> </table> <p>2 シアター使用料金</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td colspan="5">基本使用料金</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>昼間</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>シアター</td> <td>午前10時から正午まで 11,000円</td> <td>午後1時から午後5時まで 15,000円</td> <td>午前10時から午後5時まで 21,000円</td> <td>午後5時から午後9時30分まで 24,000円</td> <td>午前10時から午後9時30分まで 39,000円</td> </tr> </table>	個人	一般	500円		中・高校生	300円		小学生	100円	団体 (20人以上)	2割引 3歳以上6歳未満の者	50円	施設名	基本使用料金					午前	午後	昼間	夜間	全日	シアター	午前10時から正午まで 11,000円	午後1時から午後5時まで 15,000円	午前10時から午後5時まで 21,000円	午後5時から午後9時30分まで 24,000円	午前10時から午後9時30分まで 39,000円	<p>○射水市大島絵本館条例 平成17年11月1日 条例第95号 改正 平成18年 3月22日 条例第33号</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中・高校生</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>団体 (20人以上)</td> <td>2割引 3歳以上6歳未満の者</td> <td>50円</td> </tr> </table> <p>2 シアター使用料金</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td colspan="5">基本使用料金</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>昼間</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>シアター</td> <td>午前10時から正午まで 11,310円</td> <td>午後1時から午後5時まで 15,430円</td> <td>午前10時から午後5時まで 21,600円</td> <td>午後5時から午後9時30分まで 24,690円</td> <td>午前10時から午後9時30分まで 40,110円</td> </tr> </table>	個人	一般	510円		中・高校生	310円		小学生	100円	団体 (20人以上)	2割引 3歳以上6歳未満の者	50円	施設名	基本使用料金					午前	午後	昼間	夜間	全日	シアター	午前10時から正午まで 11,310円	午後1時から午後5時まで 15,430円	午前10時から午後5時まで 21,600円	午後5時から午後9時30分まで 24,690円	午前10時から午後9時30分まで 40,110円
個人	一般	500円																																																									
	中・高校生	300円																																																									
	小学生	100円																																																									
団体 (20人以上)	2割引 3歳以上6歳未満の者	50円																																																									
施設名	基本使用料金																																																										
	午前	午後	昼間	夜間	全日																																																						
シアター	午前10時から正午まで 11,000円	午後1時から午後5時まで 15,000円	午前10時から午後5時まで 21,000円	午後5時から午後9時30分まで 24,000円	午前10時から午後9時30分まで 39,000円																																																						
個人	一般	510円																																																									
	中・高校生	310円																																																									
	小学生	100円																																																									
団体 (20人以上)	2割引 3歳以上6歳未満の者	50円																																																									
施設名	基本使用料金																																																										
	午前	午後	昼間	夜間	全日																																																						
シアター	午前10時から正午まで 11,310円	午後1時から午後5時まで 15,430円	午前10時から午後5時まで 21,600円	午後5時から午後9時30分まで 24,690円	午前10時から午後9時30分まで 40,110円																																																						

備考	備考
<p>1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が<u>1,000</u>円を超え<u>2,000</u>円以下の場合にあつては、100分の130</p> <p>(2) 入場料等の最高額が<u>2,000</u>円を超えるものにあつては、100分の150</p> <p>2 国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日の使用に係わる使用料金の額は、基本使用料金に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>4 練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。</p> <p>5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金(超過時間がある場合は、当該時間に係わる使用料金を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>6 使用時間外の使用をする場合の使用料金の額は、別に定める。</p>	<p>1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が<u>1,030</u>円を超え<u>2,060</u>円以下の場合にあつては、100分の130</p> <p>(2) 入場料等の最高額が<u>2,060</u>円を超えるものにあつては、100分の150</p> <p>2 国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日の使用に係わる使用料金の額は、基本使用料金に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>4 練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。</p> <p>5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金(超過時間がある場合は、当該時間に係わる使用料金を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>6 使用時間外の使用をする場合の使用料金の額は、別に定める。</p>

7 規定時間を超えて使用する場合は、1時間につき3,000円の使用料金とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 シアター以外の使用料金

施設名	基本使用料金						全日
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
楽屋1	500円	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円
楽屋2	500円	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円
オープンギャラリー1	1,500円	2,000円	2,500円	2,000円	3,000円	4,100円	4,100円
オープンギャラリー2	1,000円	1,500円	2,500円	1,500円	2,500円	3,000円	3,000円
パフォーマンスホール	1,000円	1,500円	2,500円	1,500円	2,500円	3,000円	3,000円
ミーティングルーム	1,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円

備考

7 規定時間を超えて使用する場合は、1時間につき3,090円の使用料金とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

8 使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

3 シアター以外の使用料金

施設名	基本使用料金						全日
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
楽屋1	510円	1,030円	1,540円	1,030円	1,540円	2,060円	2,060円
楽屋2	510円	1,030円	1,540円	1,030円	1,540円	2,060円	2,060円
オープンギャラリー1	1,540円	2,060円	2,570円	2,060円	3,090円	4,220円	4,220円
オープンギャラリー2	1,030円	1,540円	2,570円	1,540円	2,570円	3,090円	3,090円
パフォーマンスホール	1,030円	1,540円	2,570円	1,540円	2,570円	3,090円	3,090円
ミーティングルーム	1,030円	1,540円	2,060円	1,540円	2,060円	2,570円	2,570円

備考

- 1 1,000円を超える額の入場料等を徴収する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これ等に類する目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合の利用料金の額は、基本使用料金(超過時間がある場合は、当該時間に係わる使用料金を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。
- 4 規定時間を超えて使用する場合は、1時間につき1,000円の使用料金とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 4 付属施設備使用料金

区分	単位	使用料金
楽器	1回1点につき	10,000円以内で教育委員会が定める額
照明設備備品		
音響設備備品		
その他備品		1,000円以内で教育委員会が定める額

- 1 1,030円を超える額の入場料等を徴収する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これ等に類する目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合の利用料金の額は、基本使用料金(超過時間がある場合は、当該時間に係わる使用料金を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。
- 4 規定時間を超えて使用する場合は、1時間につき1,030円の使用料金とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 5 使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- 4 付属施設備使用料金

区分	単位	使用料金
楽器	1回1点につき	10,290円以内で教育委員会が定める額
照明設備備品		
音響設備備品		
その他備品		1,030円以内で教育委員会が定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市大島絵本館条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

射水市陶房「匠の里」条例(平成17年射水市条例第96号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																																						
<p>○射水市陶房「匠の里」条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第96号</p> <p>改正 平成19年 9月21日 条例第31号 平成20年 9月22日 条例第38号</p> <p>別表2 (第10条関係)</p> <p>(1) 陶芸工房 (粘土工芸センターを含む) 使用料 (1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="710 1153 933 2004"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">一般(中学生以上)</th> <th colspan="2">小学生以下</th> </tr> <tr> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>150円</td> <td>80円</td> <td>80円</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料は半日単位で1回とする。</p> <p>2 団体の摘要は、10人以上を対象とする。</p> <p>3 別に原材料料費として粘土1kg当り(焼成料を含む)1,300円を徴収する。</p> <p>(2) 宿泊研修棟使用料</p> <p>a 宿泊料 (1人当たり)</p>	区分	一般(中学生以上)		小学生以下		市外	市内	市外	市内	個人	200円	100円	100円	50円	団体	150円	80円	80円	40円	<p>○射水市陶房「匠の里」条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第96号</p> <p>改正 平成19年 9月21日 条例第31号 平成20年 9月22日 条例第38号</p> <p>別表2 (第10条関係)</p> <p>(1) 陶芸工房 (粘土工芸センターを含む) 使用料 (1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="710 257 933 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">一般(中学生以上)</th> <th colspan="2">小学生以下</th> </tr> <tr> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>210円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>150円</td> <td>80円</td> <td>80円</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料は半日単位で1回とする。</p> <p>2 団体の摘要は、10人以上を対象とする。</p> <p>3 別に原材料料費として粘土1kg当り(焼成料を含む)1,340円を徴収する。</p> <p>(2) 宿泊研修棟使用料</p> <p>a 宿泊料 (1人当たり)</p>	区分	一般(中学生以上)		小学生以下		市外	市内	市外	市内	個人	210円	100円	100円	50円	団体	150円	80円	80円	40円
区分		一般(中学生以上)		小学生以下																																			
	市外	市内	市外	市内																																			
個人	200円	100円	100円	50円																																			
団体	150円	80円	80円	40円																																			
区分	一般(中学生以上)		小学生以下																																				
	市外	市内	市外	市内																																			
個人	210円	100円	100円	50円																																			
団体	150円	80円	80円	40円																																			

一般(中学生以上)	小学生以下	定員(1室5人)の半数以下の場合
2,700円 (3,300円)	1,700円 (2,000円)	()の料金とする。

b 使用料 (1室当たり)

区分	料金(半日につき)
和室	1,000円
会議室	1,500円
研修室	2,000円

c 展示館使用料

区分	料金(1日(午前9時~午後5時)につき)
展示室	2,000円(冬期間は500円増)
手数料(委託費)	作品売価の1割

d 窯使用料 (燃料費含む。)

区分	料金
素焼窯	5,000円/1窯
電気窯	20,000円/1窯
灯油窯	35,000円/1窯
窑窯	1,000円/1kg

備考

1 窑窯以外は粘土工芸センターに設置する窯のみ、使用を許可する。

一般(中学生以上)	小学生以下	定員(1室5人)の半数以下の場合
2,780円 (3,390円)	1,750円 (2,060円)	()の料金とする。

b 使用料 (1室当たり)

区分	料金(半日につき)
和室	1,030円
会議室	1,540円
研修室	2,060円

c 展示館使用料

区分	料金(1日(午前9時~午後5時)につき)
展示室	2,060円(冬期間は510円増)
手数料(委託費)	作品売価の1割

d 窯使用料 (燃料費含む。)

区分	料金
素焼窯	5,140円/1窯
電気窯	20,570円/1窯
灯油窯	36,000円/1窯
窑窯	1,030円/1kg

備考

1 窑窯以外は粘土工芸センターに設置する窯のみ、使用を許可する。

2 外部から作品を持ち込んだ使用は、許可しない。

2 外部から作品を持ち込んだ使用は、許可しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市陶房「匠の里」条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

射水市小杉勤労青少年ホーム条例(平成17年射水市条例第97号)新旧対照表

現行 改正後 (案)

○射水市小杉勤労青少年ホーム条例
平成17年11月1日
条例第97号

○射水市小杉勤労青少年ホーム条例
平成17年11月1日
条例第97号

本則及び附則 略

本則及び附則 略

附 則(平成 26 年 3 月 日 条例第 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市小杉勤労青少年ホーム条例第 10 条第 1 項の定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第 10 条関係)

施設	区分	使用料				冷暖房料金
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	
軽運動室 研修室 講習室 音楽室	50 m ² 未満	円 550	円 720	円 720	円 1,990	左記の料金に相当する金額
	50 m ² 以上	円 730	円 950	円 950	円 2,630	
	料理実習室	円 1,100	円 1,650	円 1,650	円 4,400	

備考

- 1 入場料又は会費を徴収するなど営利を目的として使用する場合は使用料は、本表に掲げる金額に 10 割加算する。
- 2 2 室以上にわたり使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。
- 3 社会教育団体がその活動のために使用する場合は、その使用料は無料とする。

別表 (第 10 条関係)

施設	区分	使用料				冷暖房料金
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	
軽運動室 研修室 講習室 音楽室	50 m ² 未満	円 570	円 740	円 740	円 2,050	左記の料金に相当する金額
	50 m ² 以上	円 750	円 980	円 980	円 2,710	
	料理実習室	円 1,130	円 1,700	円 1,700	円 4,530	

備考

- 1 入場料又は会費を徴収するなど営利を目的として使用する場合は使用料は、本表に掲げる金額に 10 割加算する。
- 2 2 室以上にわたり使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。
- 3 社会教育団体がその活動のために使用する場合は、その使用料は無料とする。

射水市働く婦人の家条例(平成17年射水市条例第98号)新旧対照表

現行

改正後(案)

○射水市働く婦人の家条例

平成17年11月1日
条例第98号

○射水市働く婦人の家条例

平成17年11月1日
条例第98号

本則及び附則 略

本則及び附則 略

附 則(平成26年3月 日 条例第 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料額については、改正後の射水市働く婦人の家条例第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

室名\区分	使用料					冷暖房料金
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		
軽運動室	1,290円	1,680円	1,680円	4,650円		左記の料金に相当する額
講習室	550円	720円	720円	1,990円		
料理実習室	830円	1,080円	1,080円	2,990円		
和室(半面)	550円	720円	720円	1,990円		
和室	730円	950円	950円	2,630円		

備考

- 1 入場料又は会費を徴収するなど営利を目的として使用する場合は、本表の使用料に10割を加算する。
- 2 室を2以上にわたり使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。
- 3 働く婦人の家諸団体が一定期間に計画的かつ継続的に使用する場合は、その使用料は、無料とする。

別表(第11条関係)

室名\区分	使用料					冷暖房料金
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		
軽運動室	1,330円	1,730円	1,730円	4,780円		左記の料金に相当する金額
講習室	570円	740円	740円	2,050円		
料理実習室	850円	1,110円	1,110円	3,080円		
和室(半面)	570円	740円	740円	2,050円		
和室	750円	980円	980円	2,710円		

備考

- 1 入場料又は会費を徴収するなど営利を目的として使用する場合は、本表の使用料に10割を加算する。
- 2 室を2以上にわたり使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。
- 3 働く婦人の家諸団体が一定期間に計画的かつ継続的に使用する場合は、その使用料は、無料とする。

射水市新湊博物館条例新旧対照表

現 行		改正後 (案)	
別表 (第8条関係)		別表 (第8条関係)	
区分	観覧料 (消費税等を含む。)	区分	観覧料 (消費税等を含む。)
	個人	個人	個人
一般 (高校生以上)	300円	一般 (高校生以上)	310円
	団体 (20人以上)		団体 (20人以上)
	240円		250円
65歳以上の者 ※障害のある者	150円	65歳以上の者 ※障害のある者	150円
	120円		120円

射水市小杉展示館条例(平成17年射水市条例第100号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																
<p>○射水市小杉展示館条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第31号</p> <p>改正 平成21年 9月29日 教委規則第6号</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="598 1137 758 2007"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>3,150 円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>6,300 円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td>10,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 半日の場合は、使用料は、本表使用料の2分の1とする。</p>	区分	全日	入場料を徴収しない場合	3,150 円	入場料を徴収する場合	6,300 円	営利を目的とする場合	10,500 円	<p>○射水市小杉展示館条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第31号</p> <p>改正 平成21年 9月29日 教委規則第6号</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="598 237 758 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>3,240 円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>6,480 円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td>10,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 半日の場合は、使用料は、本表使用料の2分の1とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市小杉展示館条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	区分	全日	入場料を徴収しない場合	3,240 円	入場料を徴収する場合	6,480 円	営利を目的とする場合	10,800 円
区分	全日																
入場料を徴収しない場合	3,150 円																
入場料を徴収する場合	6,300 円																
営利を目的とする場合	10,500 円																
区分	全日																
入場料を徴収しない場合	3,240 円																
入場料を徴収する場合	6,480 円																
営利を目的とする場合	10,800 円																

海竜スポーツランド条例(平成17年射水市条例第107号)新旧対照表

	現行	改正後 (案)																							
別表(第9条関係)	別表(第9条関係)	別表(第9条関係)																							
1 個人使用料	1 個人使用料	1 個人使用料																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (消費税等を含む。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1 回券 300 円 11 回券 3,000 円 年間利用券 21,000 円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1 回券 200 円 11 回券 2,000 円 年間利用券 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>70 歳以上の者及び障害者</td> <td>1 回券 150 円 11 回券 1,500 円 年間利用券 10,500 円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>1 回券 100 円 11 回券 1,000 円 年間利用券 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (消費税等を含む。)	一般	1 回券 300 円 11 回券 3,000 円 年間利用券 21,000 円	高校生	1 回券 200 円 11 回券 2,000 円 年間利用券 14,000 円	70 歳以上の者及び障害者	1 回券 150 円 11 回券 1,500 円 年間利用券 10,500 円	小・中学生	1 回券 100 円 11 回券 1,000 円 年間利用券 7,000 円	未就学児	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (消費税等を含む。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1 回券 310 円 11 回券 3,100 円 年間利用券 21,600 円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1 回券 210 円 11 回券 2,100 円 年間利用券 14,400 円</td> </tr> <tr> <td>70 歳以上の者及び障害者</td> <td>1 回券 150 円 11 回券 1,500 円 年間利用券 10,800 円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>1 回券 100 円 11 回券 1,000 円 年間利用券 7,200 円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (消費税等を含む。)	一般	1 回券 310 円 11 回券 3,100 円 年間利用券 21,600 円	高校生	1 回券 210 円 11 回券 2,100 円 年間利用券 14,400 円	70 歳以上の者及び障害者	1 回券 150 円 11 回券 1,500 円 年間利用券 10,800 円	小・中学生	1 回券 100 円 11 回券 1,000 円 年間利用券 7,200 円	未就学児	無料
区分	使用料 (消費税等を含む。)																								
一般	1 回券 300 円 11 回券 3,000 円 年間利用券 21,000 円																								
高校生	1 回券 200 円 11 回券 2,000 円 年間利用券 14,000 円																								
70 歳以上の者及び障害者	1 回券 150 円 11 回券 1,500 円 年間利用券 10,500 円																								
小・中学生	1 回券 100 円 11 回券 1,000 円 年間利用券 7,000 円																								
未就学児	無料																								
区分	使用料 (消費税等を含む。)																								
一般	1 回券 310 円 11 回券 3,100 円 年間利用券 21,600 円																								
高校生	1 回券 210 円 11 回券 2,100 円 年間利用券 14,400 円																								
70 歳以上の者及び障害者	1 回券 150 円 11 回券 1,500 円 年間利用券 10,800 円																								
小・中学生	1 回券 100 円 11 回券 1,000 円 年間利用券 7,200 円																								
未就学児	無料																								
備考 「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳と25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けた者とする。	備考 「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳と25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けた者とする。																								

2 コース専用使用料

区分	使用料 (消費税等を含む。)
25メートルプール	1 コースにつき 1,000 円

3 アリーナ専用使用料

区分	使用料 (消費税等を含む。)
アリーナ	1 回 2,000 円

備考

- 1 専用使用料は、団体(10名以上)が専用使用する場合のみとし、その使用時間は1回2時間以内とする。
- 2 前項の使用時間を超過した場合における超過時間使用料は、1時間につき1,000円とし、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 コース専用使用料

区分	使用料 (消費税等を含む。)
25メートルプール	1 コースにつき 1,030 円

3 アリーナ専用使用料

区分	使用料 (消費税等を含む。)
アリーナ	1 回 2,060 円

備考

- 1 専用使用料は、団体(10名以上)が専用する場合のみとし、その使用時間は1回2時間以内とする。
- 2 前項の使用時間を超過した場合における超過時間使用料は、1時間につき1,030円とし、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(経過措置)

- 1 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の海竜スポーツランド条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 改正前の別表個人使用料の表に規定する11回券及び年間利用券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該11回券及び年間利用券により使用する場合は、なお従前の例による。

射水市新湊中央文化会館条例(平成17年射水市条例第115号)新旧対照表

		改正後 (案)									
		○射水市新湊中央文化会館条例									
		平成17年11月1日 条例第115号									
		改正 平成18年 3月22日 条例第34号									
		別表1(第7条関係)									
		1 ホール使用料									
施設名	使用日の区分	基本使用料					全日				
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間					
大ホール	平日	円	円	円	円	円	円				
	土曜日・日曜日・休日	円	円	円	円	円	円				
小ホール	平日	円	円	円	円	円	円				
	土曜日・日曜日・休日	円	円	円	円	円	円				

備考

1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

現行

		改正後 (案)									
		○射水市新湊中央文化会館条例									
		平成17年11月1日 条例第115号									
		改正 平成18年 3月22日 条例第34号									
		別表1(第7条関係)									
		1 ホール使用料									
施設名	使用日の区分	基本使用料					全日				
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間					
大ホール	平日	円	円	円	円	円	円				
	土曜日・日曜日・休日	円	円	円	円	円	円				
小ホール	平日	円	円	円	円	円	円				
	土曜日・日曜日・休日	円	円	円	円	円	円				

備考

1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

<p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が<u>1,030円</u>以下の場合にあっては100分の120</p> <p>(2) 入場料等の最高額が<u>1,030円</u>を超え<u>2,060円</u>以下の場合にあっては100分の130</p> <p>(3) 入場料等の最高額が<u>2,060円</u>を超え<u>3,090円</u>以下の場合にあっては100分の150</p> <p>(4) 入場料等の最高額が<u>3,090円</u>を超える場合にあっては100分の180</p> <p>2 入場料等を徴収しない場合で使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用する際の使用料の額は、基本使用料に100分の130を乗じて得た額とする。</p> <p>3 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。</p> <p>5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に100分の30を乗じて得た額を増額する。</p>	<p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が<u>1,000円</u>以下の場合にあっては100分の120</p> <p>(2) 入場料等の最高額が<u>1,000円</u>を超え<u>2,000円</u>以下の場合にあっては100分の130</p> <p>(3) 入場料等の最高額が<u>2,000円</u>を超え<u>3,000円</u>以下の場合にあっては100分の150</p> <p>(4) 入場料等の最高額が<u>3,000円</u>を超える場合にあっては100分の180</p> <p>2 入場料等を徴収しない場合で使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用する際の使用料の額は、基本使用料に100分の130を乗じて得た額とする。</p> <p>3 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。</p> <p>5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に100分の30を乗じて得た額を増額する。</p>
--	--

2 ホール以外の施設使用料

施設名	基本使用料						全日
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
リハーサル室	円 2,630	円 3,360	円 3,780	円 4,200	円 6,830	円 8,300	円 8,300
楽屋(1)	1,370	1,680	1,890	2,100	3,360	4,200	4,200
楽屋(2)	1,370	1,680	1,890	2,100	3,360	4,200	4,200
楽屋(3)	840	1,160	1,260	1,370	2,310	2,730	2,730
楽屋(4)	840	1,160	1,260	1,370	2,310	2,730	2,730
楽屋(5)	840	1,160	1,260	1,370	2,310	2,730	2,730
練習室(1)	2,000	2,520	2,840	3,150	5,150	6,200	6,200
練習室(2)	2,000	2,520	2,840	3,150	5,150	6,200	6,200
練習室(3)	3,050	3,990	4,410	4,830	7,980	9,660	9,660
展示室	—	—	—	—	—	—	14,700
屋外展示場	—	—	—	—	—	—	1,580
附属設備・備品	規則で定める額						

備考

- 1 展示室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 展示室の利用者が入場料等を徴収する場合は商業宣伝等の目的をもって使用する場合は、基本使用料に100分の130を乗じ

2 ホール以外の施設使用料

施設名	基本使用料						全日
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
リハーサル室	円 2,710	円 3,460	円 3,890	円 4,320	円 7,030	円 8,540	円 8,540
楽屋(1)	1,410	1,730	1,940	2,160	3,460	4,320	4,320
楽屋(2)	1,410	1,730	1,940	2,160	3,460	4,320	4,320
楽屋(3)	860	1,190	1,300	1,410	2,380	2,810	2,810
楽屋(4)	860	1,190	1,300	1,410	2,380	2,810	2,810
楽屋(5)	860	1,190	1,300	1,410	2,380	2,810	2,810
練習室(1)	2,060	2,590	2,920	3,240	5,300	6,380	6,380
練習室(2)	2,060	2,590	2,920	3,240	5,300	6,380	6,380
練習室(3)	3,140	4,100	4,540	4,970	8,210	9,940	9,940
展示室	—	—	—	—	—	—	15,120
屋外展示場	—	—	—	—	—	—	1,630
附属設備・備品	規則で定める額						

備考

- 1 展示室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 展示室の利用者が入場料等を徴収する場合は商業宣伝等の目的をもって使用する場合は、基本使用料に100分の130を乗じ

て得た額とする。

3 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、

ホール使用料の例による。

4 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、ホール使用料の例に

よる。

別表2(第10条関係)

施設名	使用料
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額700円

て得た額とする。

3 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、

ホール使用料の例による。

4 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、ホール使用料の例に

よる。

別表2(第10条関係)

施設名	使用料
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額720円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係

る使用料の額については、改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7

条第1項及び第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

射水市小杉文化ホール条例(平成17年射水市条例第116号)新旧対照表

現行		改正後 (案)	
<p>射水市小杉文化ホール条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第116号</p> <p>改正 平成18年 3月22日 条例第35号</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>1 ホール使用料</p>		<p>射水市小杉文化ホール条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第116号</p> <p>改正 平成18年 3月22日 条例第35号</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>1 ホール使用料</p>	
<p>施設名</p> <p>ひびきホール</p>		<p>施設名</p> <p>まどかホール</p>	
<p>基本使用料</p>		<p>基本使用料</p>	
午前 午前9時から 正午まで	円 16,070	午後 午後1時から 午後5時まで	円 32,130
午前9時から 午後5時まで	円 44,990	昼間 午前9時から 午後5時まで	円 46,280
夜間 午後6時から 午後10時まで	円 49,270	夜間 午後6時から 午後10時まで	円 50,680
昼夜間 午後1時から 午後10時まで	円 69,620	昼夜間 午後1時から 午後10時まで	円 71,610
全日 午前9時から 午後10時まで	円 80,330	全日 午前9時から 午後10時まで	円 82,630
午前9時から 正午まで	円 10,710	午後1時から 午後5時まで	円 17,140
午前9時から 午後5時まで	円 24,640	午後1時から 午後5時まで	円 17,630
午後6時から 午後10時まで	円 26,780	午後6時から 午後10時まで	円 27,550
午後1時から 午後10時まで	円 38,560	午後1時から 午後10時まで	円 39,660
全日	円 42,840	全日	円 44,060

<p>備考</p> <p>1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が<u>1,030円</u>を超え<u>2,060円</u>以下の場合にあつては、<u>100分の130</u></p> <p>(2) 入場料等の最高額が<u>2,060円</u>を超え<u>3,090円</u>以下の場合にあつては、<u>100分の150</u></p> <p>(3) 入場料等の最高額が<u>3,090円</u>を超えるものにあつては、<u>100分の180</u></p> <p>2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日の使用に係る使用料の額は、基本使用料に<u>100分の120</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用する時の使用料の額は、基本使用料に<u>100分の180</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に<u>100分の40</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を増額する。</p>	<p>備考</p> <p>1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が<u>1,000円</u>を超え<u>2,000円</u>以下の場合にあつては、<u>100分の130</u></p> <p>(2) 入場料等の最高額が<u>2,000円</u>を超え<u>3,000円</u>以下の場合にあつては、<u>100分の150</u></p> <p>(3) 入場料等の最高額が<u>3,000円</u>を超えるものにあつては、<u>100分の180</u></p> <p>2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日の使用に係る使用料の額は、基本使用料に<u>100分の120</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用する時の使用料の額は、基本使用料に<u>100分の180</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に<u>100分の40</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を増額する。</p>
---	---

6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 ホール以外の使用料

施設名	基本使用料							円
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
研修室 I	2,150	3,220	5,360	3,220	5,360	7,500	円	
研修室 II	1,610	2,680	4,290	2,680	4,290	5,360	円	
研修室 III	1,610	2,680	4,290	2,680	4,290	5,360	円	
練習室 I	1,610	2,680	4,290	2,680	4,290	5,360	円	
練習室 II	1,080	1,610	2,680	1,610	2,680	3,220	円	
楽屋 I	540	1,080	1,610	1,080	2,150	2,150	円	
楽屋 II	540	1,080	1,610	1,080	2,150	2,150	円	
楽屋 III	540	1,080	1,610	1,080	2,150	2,150	円	
楽屋 IV	540	1,080	1,610	1,080	2,150	2,150	円	
ホワイエ	2,150	2,150	4,290	5,360	9,430	7,500	円	
アトリウム	2,150	2,150	4,290	5,360	6,430	7,500	円	
展示コーナー	1,080	1,080	2,150	2,680	3,220	3,750	円	

6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 ホール以外の使用料

施設名	基本使用料							円
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
研修室 I	2,210	3,310	5,510	3,310	5,510	7,710	円	
研修室 II	1,660	2,760	4,410	2,760	4,410	5,510	円	
研修室 III	1,660	2,760	4,410	2,760	4,410	5,510	円	
練習室 I	1,660	2,760	4,410	2,760	4,410	5,510	円	
練習室 II	1,110	1,660	2,760	1,660	2,760	3,310	円	
楽屋 I	560	1,110	1,660	1,110	2,210	2,210	円	
楽屋 II	560	1,110	1,660	1,110	2,210	2,210	円	
楽屋 III	560	1,110	1,660	1,110	2,210	2,210	円	
楽屋 IV	560	1,110	1,660	1,110	2,210	2,210	円	
ホワイエ	2,210	2,210	4,410	5,510	6,610	7,710	円	
アトリウム	2,210	2,210	4,410	5,510	6,610	7,710	円	
展示コーナー	1,110	1,110	2,210	2,760	3,310	3,860	円	

<p>備考</p> <p>1 <u>1,000円</u>を超える額の入場料を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。</p> <p>2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝等の目的をもつて使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。</p> <p>3 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。</p> <p>3 附属設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽器</td> <td>1回1点につき</td> <td>10,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>舞台設備備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>5,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>照明設備備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>5,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>音響設備備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>5,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>1,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	使用料	楽器	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額	舞台設備備品	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額	照明設備備品	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額	音響設備備品	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額	その他備品	1回1点につき	1,000円以内で市長が定める額	<p>備考</p> <p>1 <u>1,030円</u>を超える額の入場料を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。</p> <p>2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝等の目的をもつて使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。</p> <p>3 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。</p> <p>3 附属設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽器</td> <td>1回1点につき</td> <td>10,290円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>舞台設備備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>5,140円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>照明設備備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>5,140円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>音響設備備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>5,140円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他備品</td> <td>1回1点につき</td> <td>1,030円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	使用料	楽器	1回1点につき	10,290円以内で市長が定める額	舞台設備備品	1回1点につき	5,140円以内で市長が定める額	照明設備備品	1回1点につき	5,140円以内で市長が定める額	音響設備備品	1回1点につき	5,140円以内で市長が定める額	その他備品	1回1点につき	1,030円以内で市長が定める額
種別	単位	使用料																																			
楽器	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額																																			
舞台設備備品	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額																																			
照明設備備品	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額																																			
音響設備備品	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額																																			
その他備品	1回1点につき	1,000円以内で市長が定める額																																			
種別	単位	使用料																																			
楽器	1回1点につき	10,290円以内で市長が定める額																																			
舞台設備備品	1回1点につき	5,140円以内で市長が定める額																																			
照明設備備品	1回1点につき	5,140円以内で市長が定める額																																			
音響設備備品	1回1点につき	5,140円以内で市長が定める額																																			
その他備品	1回1点につき	1,030円以内で市長が定める額																																			
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>																																					

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

射水市大門総合会館条例(平成17年射水市条例第117号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
○射水市大門総合会館条例 平成17年11月1日 条例第117号 改正 平成18年 3月22日 条例第36号 平成19年 9月21日 条例第30号 平成21年 3月19日 条例第15号		○射水市大門総合会館条例 平成17年11月1日 条例第117号 改正 平成18年 3月22日 条例第36号 平成19年 9月21日 条例第30号 平成21年 3月19日 条例第15号	
別表1 (第8条関係) 使用料金表 1 施設の使用料金 (単位:円)		別表1 (第8条関係) 使用料金表 1 施設の使用料金 (単位:円)	
基本使用料		基本使用料	
施設名	午前 午後 昼間 夜間 昼夜間 全日	午前 午後 昼間 夜間 昼夜間 全日	午前 午後 昼間 夜間 昼夜間 全日
展示室	1,500 10,000 11,500 1,200 500 1,000	1,800 14,400 16,600 1,700 700 1,500	1,540 10,290 11,830 1,230 510 1,030
大ホール	3,000 19,800 22,800 2,600 1,100 2,300	3,090 20,370 23,450 2,670 1,130 2,370	3,090 20,370 23,450 2,670 1,130 2,370
視聴覚室	2,000 15,800 18,300 1,800 800 1,600	2,060 16,250 18,820 1,850 820 1,650	2,060 16,250 18,820 1,850 820 1,650
いこいの間	3,400 27,200 31,400 3,100 1,400 2,800	3,500 27,980 32,300 3,190 1,440 2,880	3,500 27,980 32,300 3,190 1,440 2,880
軽運動室	4,800 35,200 40,700 4,200 1,800 3,700	4,940 36,210 41,860 4,320 1,850 3,810	4,940 36,210 41,860 4,320 1,850 3,810

401 研修室	1,000	1,500	2,300	1,600	2,800	3,700
402 会議室	1,000	1,500	2,300	1,600	2,800	3,700
寿の間	1,500	2,200	3,300	2,400	4,100	5,500
茶道室	1,000	1,500	2,300	1,600	2,800	3,700
501 会議室	1,000	1,500	2,300	1,600	2,800	3,700
502 会議室	500	700	1,100	800	1,400	1,800
料理実習室	1,500	2,200	3,300	2,400	4,100	5,500
こぶし ホール	平日	6,600	8,600	9,300	16,000	23,500
	土日及 び休日	7,700	10,000	16,600	18,600	27,000
なでしこ	1,200	1,600	2,500	1,800	3,100	4,100
101 会議室	1,000	1,500	2,300	1,600	2,800	3,700
102 会議室	500	700	1,100	800	1,400	1,800

備考

リハーサルのために大ホールを使用する場合は、通常使用料の50%に相当する額とする。

2 加算料金

(1) 入場料徴収の場合

401 研修室	1,030	1,540	2,370	1,650	2,880	3,810
402 会議室	1,030	1,540	2,370	1,650	2,880	3,810
寿の間	1,540	2,260	3,390	2,470	4,220	5,660
茶道室	1,030	1,540	2,370	1,650	2,880	3,810
501 会議室	1,030	1,540	2,370	1,650	2,880	3,810
502 会議室	510	720	1,130	820	1,440	1,850
料理実習室	1,540	2,260	3,390	2,470	4,220	5,660
こぶし ホール	平日	6,790	8,850	14,710	9,570	16,460
	土日及 び休日	7,920	10,290	17,070	11,110	19,130
なでしこ	1,230	1,650	2,570	1,850	3,190	4,220
101 会議室	1,030	1,540	2,370	1,650	2,880	3,810
102 会議室	510	720	1,130	820	1,440	1,850

備考

リハーサルのために大ホールを使用する場合は、通常使用料の50%に相当する額とし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 加算料金

(1) 入場料徴収の場合

入場料等の場合	加算料金
1,000円以下	基本料金の20%増の額
1,001円～2,000円	基本料金の30%増の額
2,001円～3,000円	基本料金の50%増の額
3,001円以上	基本料金の80%増の額

- (2) 商業宣伝、営業その他これらに類する目的の場合……………100%
- (3) 冷房又は暖房の使用期間中の場合……………30%
- (4) 使用時間延長の場合1時間(1時間未満は1時間とする)につき…25%
- (5) 軽運動室使用の場合……………1人につき100円増
- (6) 酒席の場合……………30%
- (7) こぶしホール単独冷房使用料金……………1回6,200円
- (8) 温風ヒーター使用料金……………使用料金の30%
- (9) 持込み電気器具使用料金……………1kW当たり50円/時間

別表2(第8条関係)

附属設備の使用料 (単位：円)

区分	品名	単位	使用料
楽器	グランドピアノ(大ホール)	1台	3,000
	エレクトーン(視聴覚室)	1台	1,000

入場料等の場合	加算料金
1,030円以下	基本料金の20%増の額
1,031円～2,060円	基本料金の30%増の額
2,061円～3,090円	基本料金の50%増の額
3,091円以上	基本料金の80%増の額

- (2) 商業宣伝、営業その他これらに類する目的の場合……………100%
- (3) 冷房又は暖房の使用期間中の場合……………30%
- (4) 使用時間延長の場合1時間(1時間未満は1時間とする)につき…25%
- (5) 軽運動室使用の場合……………1人につき100円増
- (6) 酒席の場合……………30%
- (7) こぶしホール単独冷房使用料金……………1回6,380円
- (8) 温風ヒーター使用料金……………使用料金の30%
- (9) 持込み電気器具使用料金……………1kW当たり50円/時間
- (10) 入場料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

別表2(第8条関係)

附属設備の使用料 (単位：円)

区分	品名	単位	使用料
楽器	グランドピアノ(大ホール)	1台	3,090
	エレクトーン(視聴覚室)	1台	1,030

舞台設備及 び道具類	金屏風	1双	3,090
	平台	1台	260
	指揮者台	1台	210
	指揮者用譜面台	1台	100
	演奏者用譜面台	1台	100
	緋毛せん	1枚	210
	長座布団	1枚	210
	高座用座布団	1枚	100
音響及び照 明設備	音響装置(大ホール)	1式	5,140
	音響装置(こぶしホール)	1式	4,530
	音響装置(寿の間)	1式	1,540
	音響装置(移動用)	1式	2,060
	音響装置(ハンディ型)	1式	1,540
	VTR	1式	2,060
	ビデオプロジェクター(大ホール)	1式	3,090
	ビデオプロジェクター(こぶしホール)	1式	3,090
	LDプレーヤー	1式	3,090
	スクリーン	1式	1,030
	照明装置(大ホール)	1式	6,170

舞台設備及 び道具類	金屏風	1双	3,000
	平台	1台	250
	指揮者台	1台	200
	指揮者用譜面台	1台	100
	演奏者用譜面台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	長座布団	1枚	200
	高座用座布団	1枚	100
音響及び照 明設備	音響装置(大ホール)	1式	5,000
	音響装置(こぶしホール)	1式	4,400
	音響装置(寿の間)	1式	1,500
	音響装置(移動用)	1式	2,000
	音響装置(ハンディ型)	1式	1,500
	VTR	1式	2,000
	ビデオプロジェクター(大ホール)	1式	3,000
	ビデオプロジェクター(こぶしホール)	1式	3,000
	LDプレーヤー	1式	3,000
	スクリーン	1式	1,000
	照明装置(大ホール)	1式	6,000

照明装置(こぶしホール)	時間	酒席	870
		その他	300
カラオケ(CD)	1回		1,500
カラオケ(シンセサイザー)	1回		3,000
VTRカメラ・VTRデッキ	1式		3,000
ピンスポットライト対(大ホール)	1式		3,000
スライド映写機(大ホール)(スクリーン含む。)	1式		1,500
映写設備			

備考

- 1 仕込み又はリハーサルのために大ホールの音響及び照明設備を使用する場合は、通常の使用料の50%に相当する額とする。ただし、2時間以内とする。
- 2 この表に掲げる1式金額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを、各1回として算定する。

別表3(第10条関係)

施設名	使用料
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額 1,000円

照明装置(こぶしホール)	時間	酒席	890
		その他	310
カラオケ(CD)	1回		1,540
カラオケ(シンセサイザー)	1回		3,090
VTRカメラ・VTRデッキ	1式		3,090
ピンスポットライト対(大ホール)	1式		3,090
スライド映写機(大ホール)(スクリーン含む。)	1式		1,540
映写設備			

備考

- 1 仕込み又はリハーサルのために大ホールの音響及び照明設備を使用する場合は、通常の使用料の50%に相当する額とする。ただし、2時間以内とする。
- 2 この表に掲げる1式金額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを、各1回として算定する。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

別表3(第10条関係)

施設名	使用料
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額 1,030円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市大門総合会館条例第8条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

射水市立学校体育施設の開放に関する条例(平成18年射水市条例第66号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表3(第10条関係)		別表3(第10条関係)	
区分	単位	区分	単位
体育館	1回	体育館	1回
夜間照明施設	1時間	夜間照明施設	1時間
グラウンド	—	グラウンド	—
クラブハウス	—	クラブハウス	—
使用料	300円	使用料	310円
	500円		510円
	無料		無料
	無料		無料

(経過措置)

この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市立学校体育施設の開放に関する条例第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

射水市中央公民館条例(平成22年射水市条例第19号)新旧対照表

現行		改正後 (案)																																																																																																																																	
<p>○射水市中央公民館条例</p> <p>平成22年9月27日 条例第19号</p> <p>本則及び附則 略</p>	<p>○射水市中央公民館条例</p> <p>平成22年9月27日 条例第19号</p> <p>本則及び附則 略</p> <p>附 則(平成26年3月 日条例第 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市中央公民館条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>																																																																																																																																		
別表 (第10条関係)	別表 (第10条関係)																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後9時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時30分まで</th> <th>午前9時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>4,410円</td> <td>5,250円</td> <td>8,720円</td> <td>5,250円</td> <td>11,340円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,790円</td> <td>2,100円</td> <td>3,570円</td> <td>2,100円</td> <td>4,620円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>2,420円</td> <td>2,840円</td> <td>4,730円</td> <td>2,840円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>2,100円</td> <td>2,630円</td> <td>4,310円</td> <td>2,630円</td> <td>5,570円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>2,420円</td> <td>2,840円</td> <td>4,730円</td> <td>2,840円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td>4,200円</td> <td>5,040円</td> <td>8,300円</td> <td>5,040円</td> <td>10,820円</td> </tr> <tr> <td>第4研修室(和室)</td> <td>3,680円</td> <td>4,410円</td> <td>7,350円</td> <td>4,410円</td> <td>9,560円</td> </tr> <tr> <td>第5研修室(茶室)</td> <td>7,250円</td> <td>8,720円</td> <td>14,490円</td> <td>8,720円</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>2,310円</td> <td>2,730円</td> <td>4,620円</td> <td>2,730円</td> <td>5,990円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後9時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	第1会議室	4,410円	5,250円	8,720円	5,250円	11,340円	第2会議室	1,790円	2,100円	3,570円	2,100円	4,620円	第3会議室	2,420円	2,840円	4,730円	2,840円	6,200円	第1研修室	2,100円	2,630円	4,310円	2,630円	5,570円	第2研修室	2,420円	2,840円	4,730円	2,840円	6,200円	第3研修室	4,200円	5,040円	8,300円	5,040円	10,820円	第4研修室(和室)	3,680円	4,410円	7,350円	4,410円	9,560円	第5研修室(茶室)	7,250円	8,720円	14,490円	8,720円	18,800円	実習室	2,310円	2,730円	4,620円	2,730円	5,990円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時30分まで</th> <th>午前9時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>4,540円</td> <td>5,400円</td> <td>8,970円</td> <td>5,400円</td> <td>11,660円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,840円</td> <td>2,160円</td> <td>3,670円</td> <td>2,160円</td> <td>4,750円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>2,490円</td> <td>2,920円</td> <td>4,870円</td> <td>2,920円</td> <td>6,380円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>2,160円</td> <td>2,710円</td> <td>4,430円</td> <td>2,710円</td> <td>5,730円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>2,490円</td> <td>2,920円</td> <td>4,870円</td> <td>2,920円</td> <td>6,380円</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td>4,320円</td> <td>5,180円</td> <td>8,540円</td> <td>5,180円</td> <td>11,130円</td> </tr> <tr> <td>第4研修室(和室)</td> <td>3,790円</td> <td>4,540円</td> <td>7,560円</td> <td>4,540円</td> <td>9,830円</td> </tr> <tr> <td>第5研修室(茶室)</td> <td>7,460円</td> <td>8,970円</td> <td>14,900円</td> <td>8,970円</td> <td>19,340円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>2,380円</td> <td>2,810円</td> <td>4,750円</td> <td>2,810円</td> <td>6,160円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	第1会議室	4,540円	5,400円	8,970円	5,400円	11,660円	第2会議室	1,840円	2,160円	3,670円	2,160円	4,750円	第3会議室	2,490円	2,920円	4,870円	2,920円	6,380円	第1研修室	2,160円	2,710円	4,430円	2,710円	5,730円	第2研修室	2,490円	2,920円	4,870円	2,920円	6,380円	第3研修室	4,320円	5,180円	8,540円	5,180円	11,130円	第4研修室(和室)	3,790円	4,540円	7,560円	4,540円	9,830円	第5研修室(茶室)	7,460円	8,970円	14,900円	8,970円	19,340円	実習室	2,380円	2,810円	4,750円	2,810円	6,160円
区分		基本使用料																																																																																																																																	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後9時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																																																																																																																														
第1会議室	4,410円	5,250円	8,720円	5,250円	11,340円																																																																																																																														
第2会議室	1,790円	2,100円	3,570円	2,100円	4,620円																																																																																																																														
第3会議室	2,420円	2,840円	4,730円	2,840円	6,200円																																																																																																																														
第1研修室	2,100円	2,630円	4,310円	2,630円	5,570円																																																																																																																														
第2研修室	2,420円	2,840円	4,730円	2,840円	6,200円																																																																																																																														
第3研修室	4,200円	5,040円	8,300円	5,040円	10,820円																																																																																																																														
第4研修室(和室)	3,680円	4,410円	7,350円	4,410円	9,560円																																																																																																																														
第5研修室(茶室)	7,250円	8,720円	14,490円	8,720円	18,800円																																																																																																																														
実習室	2,310円	2,730円	4,620円	2,730円	5,990円																																																																																																																														
区分	基本使用料																																																																																																																																		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																																																																																																																														
第1会議室	4,540円	5,400円	8,970円	5,400円	11,660円																																																																																																																														
第2会議室	1,840円	2,160円	3,670円	2,160円	4,750円																																																																																																																														
第3会議室	2,490円	2,920円	4,870円	2,920円	6,380円																																																																																																																														
第1研修室	2,160円	2,710円	4,430円	2,710円	5,730円																																																																																																																														
第2研修室	2,490円	2,920円	4,870円	2,920円	6,380円																																																																																																																														
第3研修室	4,320円	5,180円	8,540円	5,180円	11,130円																																																																																																																														
第4研修室(和室)	3,790円	4,540円	7,560円	4,540円	9,830円																																																																																																																														
第5研修室(茶室)	7,460円	8,970円	14,900円	8,970円	19,340円																																																																																																																														
実習室	2,380円	2,810円	4,750円	2,810円	6,160円																																																																																																																														
備考	備考																																																																																																																																		
1 許可を受けた時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100	1 許可を受けた時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100																																																																																																																																		

<p>分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>2 室を2以上にわたり使用するとき、それぞれの使用料を合算する。</p> <p>3 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>4 上記の場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p>	<p>分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>2 室を2以上にわたり使用するとき、それぞれの使用料を合算する。</p> <p>3 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、基本使用料(超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。)に100分の20を乗じて得た額を増額する。</p> <p>4 上記の場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p>
---	---